内閣官房 「明治150年」関連施策推進室 標準文書保存期間基準

事項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期満時措
閣議、関係行政機 びその経緯	関の長で構成	される会議又は省	f議(これらに準ずるものを含	む。)	の決定又は「	了解及
1 閣議の決定又は了解及びその経緯	議の決定又 (1)質問主意 了解及びそ 書に対する	成の過程が記録 された文書	・審査録・答弁案・案件表・配付資料	30年	2 (1) ① 5 (3)	移管
	(2)基本基本自のさに案がる。 (2)基本をは他のさに案がる。 (2) は、 (2) は、 (3) は、 (4) は、 (4) は、 (5)	②立案を検討に 関する審議会等 文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示		2 (1) ① 5 (4)	
	検討及び閣 で で で の な を は の と は の に の と る に の と の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	③立案の検討に 関する調査研究 文書	・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言 ・外国・自治体・民間企業 の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング			
		④行政機関協議 文書	・任意パブコメ・各省への協議案・各省からの質問・意見・各省からの質問・意見に対する回答			
		⑤閣議を求める ための決裁文書 及び閣議に提出 された文書	・基本方針案・基本計画案・白書案・閣議請議書の写し・案件表・配付資料			
		⑥官報公示に関する文書その他 の公布に関する 文書	・官報の写し			
径緯			告しくは地方公共団体に対して 	•		
	機関による	①申合せに係る 案の立案基礎文 書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	10年	2 (1) ① 8	移管

		ı				,
事項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期満時措 が 問了の置
	でである。 でのでは、 での他のは、 のの他のは、 のの他のは、 のの他のは、 のの他のは、 のののでは、 のののできますが、 のののできますが、 のののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできますが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできまが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののできをもが、 ののでをもが、 ののでをもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもが、 ののでもがでもが、 ののでもがでもがでもがでもがでもがでもがでもがでもがでもがでもがでもがでもがでもがで	②案る③案る文④とのし文議さ他過たで申の調申の行書他のたて書のれ申程文合検費の会め提及議た合む書にに関政に資さ当が書に録の大でに関政に資さ当が書に録の大政に資さ当が書に録の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方	 ・外国・自治体・民間企業 ・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯 ・議事概要・ ・配付資料 ・申合せ 			
		が記録された文書	1 1 0			
個人又は法人の権	利義務の得喪	及びその経緯				
3 個人の権利義 務の得喪及び その経緯		行求は開示請人に定たそれ 書別を対し、 書別では、 情報では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に関する 請求者への照会・請求者 からの回答等	5年 (处分の減す かが消を基 準) 3年 1年 未満	2(1)①11(1)	廃棄
	(2)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示 決定等処分に対 する不服申立書 ②情報公開・個 人情報保護審査 会関係文書	・諮問書の写し・理由説明書・意見書の写し・答申の写し	10年 (処分の効 力が消滅す る日を基 準)	2 (1) ①11 (5)	乗 (但しいて 移令のをになるを 解響事件にの ・ 釈の政にを 事等事件にの ・ 釈の政になる ままな ままな ままな ままな ままな ままな しゅう かい
	(3)国又は行政機関を事者との機関を引きるを表して、 (3)国又は行当を関係を表して、 (3)国の機関を表して、 (4)国の機関を表して、 (5)国の機関を表して、 (5)国の関係を表して、 (5)国の、	③裁決書 ①訴訟の提起に 関する文書 ②訴訟における 主張又は立証に 関する文書 ③判決書又は和	・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書 の写し ・書証の写し	10年 (訴訟が終 結する日を 基準)	2 (1) ①11 (6)	発(但しいで) 解後である はまで 解後で の 等響 の 後来 かまな 手を 手を かまな ままま ままま かまま ままま かまま ままま かまま かまま かまま

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期満時措 の置
			解調書	・和解調書の写し			
4 法人の権利義務の得喪及びその経緯	務の得喪及び	(1)許認可等 に関する重 要な経緯	行政文書 書 有 す ま な は 保 に ま ま の の の 他 当 る と ま を な の の 他 当 る と も の の 他 当 る と も の も の も の も も の も も も の も も も も も も も も も も も も も	・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に関する 請求者への照会・請求者 からの回答等	5年 (処分の効 力が消滅する る日本 3年 1年 未満	2 (1) ①12(2)	廃棄
		(2)不服申立 て と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	①行政文書開示 決定等処分に対 する不服申立書 ②情報公開・個 人情報保護審査 会関係文書 ③裁決書	・審査請求書の写し ・諮問書の写し ・理由説明書 ・意見書の写し ・審査会答申の写し ・裁決書	10年 (処分の効 力が消滅す る日を基 準)	2 (1) ①12(5)	発 (但しいては 移令の解と 本来の 等に要する を ままな ままな ままな ままな ままな ままな ままな ままな ままな ま
		(3)国機とは行り、13)国機とはをするとはをするとはでは、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では、15)では	①訴訟の提起に 関する文書 ②訴訟における 主張又は立証に 関する文書 ③判決書又は和 解調書	・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・日頭弁論・証人等調書 の写し ・書証の写し ・判決書の写し ・和解調書の写し	10年 (訴訟が終 結する日を 基準)	2 (1) ①12(6)	発 (について) (について) (について) (について) (できる) できる。 (できる) できる (できる) (でさる) (できる) (できる) (できる) (でさる) (できる) (でさる) (できる) (でさる) (でさる) (でさる) (でさる) (でさる) (でさる) (でさる) (でさる) (
職員	員の人事に関す	る事項			•		
5	職員の人事に 関する事項	免、進退、 身分、賞罰	職員の任免、進 退、身分、賞罰 又は恩給及び給 与に関する文書	• 人事案件決裁等 • 俸給発令決裁等	10年	2 (1) ①13(1)	廃棄
		(2)人事評価 の運用	苦情対応に関す る文書	・苦情申出書類	5年	2 (1) ①13	廃棄
		(3)職員の旅 行命令に関 する重要な 経緯	①職員の旅行命 令に関する文書 ②職員の公用旅 券及び外交旅券 に関する文書	・職員の旅行命令に関する 文書・公用旅券発給請求書・外交旅券等発給請求書	5年 3年	2 (1) ①13 (3)	廃棄
		(4)職員の兼 業の許可に 関する重要 な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び 当該申請に対する許可に関する 文書	・兼業の申請等決裁	3年	2 (1) ①13 (6)	廃棄

事項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期満時措
	の支給に関	退職手当の支給に関する決定の大会の大会の大会の大会の大きを表している。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 大学にはいる。 たる。 たる。 たる。 たる。 たる。 たる。 たる。 たる。 たる。 た	・期間業務職員の退職手当 関係	5年	2 (1) ①13 (7)	廃棄
その他の事項	(6)人事管理 文書 ((1)から(5)までに 掲げる。)	人事管理に関する文書	・出勤簿 ・基準給与簿(写) ・超過勤務命令簿 ・管理職員特別勤務実績簿等 ・通勤届、通勤手当認定 ・住居届、住居手当認定 ・扶養手当認定簿 ・給与の口座振込申出書 ・休暇簿 ・週休日の振替等決裁 ・在職職員調書 ・代休指定等決裁 ・勤務時間報告書 ・併任者勤務状況通知書	5年 1月 届給要しないで 5年1月 中出版を記載した 5年1月 中田座よりなって 3年	2(1) ①13	廃棄
6 規則の制定又は改廃をの経緯	示に ま ま で に の の)検 の が の の が の の が の の が の の の が の に の の が の の に の が の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。 に 。 に の に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	① 東京② 立する②立する②立する※ 京都※ 京都※ 京都※ 京都※ 京都※ 京都※ 京都※ 京都※ 京都※ 京都	・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間容申、最終答申、中間報告、 建議、自治体・民間企業 の状況団体・関係者のヒアリング ・規則案 ・意見公募要領 ・提出意見を考慮した結果 及びその理由 ・規則案	10年	2 (1) ①14(1)	廃棄

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保期 満時 措置
		案のなののびるく の他経項項(1)もの 検のははいまにの がまにの) を要15及げ除	関する調査研究 文書 ②制定又は改廃 のための決裁文 書 ③官報公示に関する文書	の状況調査 ・関係団体・関係者のヒア リング ・規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案 ・官報の写し	-		(但について) 移要を制定したでは ・重明の改成の大文 ・則の改成の大文 ・制の改成の大文 ・書)
7	予算及び決算に関する事項	出費許庫行に類のに緯(1)もく、、費債為関の他関(にの。継繰及務のす作のす1掲を)続越び負見る製予るのげ除明国担積書そ算経項る	予算の成立に至 る過程が記録さ れた文書	・概算要求調書等文書	10年	2 (1) ①15(1)	廃棄
		②歳報にに算そ算経項げ歳出告国関書のに緯(2)も及決並債る作のす1掲のには(2)もので算び務計製決るのある。	①決算の提出に 至る経緯が記録 された文書 ②国会における 決算の審査に関 する文書	・予算執行計画表 ・旅費請求書 ・用度関係決裁 ・物品供用簿 ・物品請求書 ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置	5年	2 (1) ①15(2)	廃棄
8	栄典又は表彰 に関する事項	栄 栄	栄典又は表彰の 授与又ははく奪 のための決裁文 書及び伝達の文 書	・選考基準・選考案・伝達・受章者名簿	10年	2 (1) ①20	廃棄 (但し以下 については 移管 ・特に重要 な大臣表彰 に係るも の)
9	国会及び審議 会等における 審議等に関す る事項	(1)国会審議 (1のの現がまる (2)審議の (2)審議の (2)を (1)のの (2)を (3)のの (3)を (4)のの (5)のの (5)のの (6)のの (6)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)のの (7)の (7)	国会審議文書審議会等文書	・議員への説明・趣旨説明・想定問答・答弁書・開催経緯・諮問	10年	2 (1) ①21 (1)	廃 しいては (但ついぞ 演る とれて 演る 大 に

	事項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保存 期満 時 置 置
		ら8の項ま でに掲げる ものを除 く。)		・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言			移議の機る会会を議にの小を割り、等し、等の制力を表している。
10	文書の管理等 に関する事項	文書の管理 等	①取得した文書 の管理を行うた めの帳簿等	・文書受付簿 ・管理規則第11条第4項に規 定する事項を記録した文書	5年	2(1) ①22	廃棄
			②決裁文書の管 理を行うための 帳簿	• 決裁文書処理簿	30年		
			③行政文書、保 有個人情報等の 点検及び監査に 関する文書	・行政文書点検・監査関係 文書 ・保有個人情報点検・監査 関係文書	3年		
			④文書管理者等 の指名に関する 文書	・文書管理者等の指名			
11	からの資料要 求等に関する		①国会の委員会 からの資料要求 等に関する文書	・提出資料	3年	2(1)①23	廃棄
	事項		②政党等からの 資料要求等に関 する文書	・提出資料			
12		法令等所管 行政機関の 長への報告 等(1の項	①報告すべき事 実が発生した際 又は定期的に報 告すべき文書	・通知	3年	2(1) ①24	廃棄
		から11の項 までに掲げ るものを除 く。)	②法令等の施行 状況に関する文 書	・依頼 ・通知			
			③関係機関等からの照会又は関係機関等への回答等に関する文書(軽微なもの)	・照会 ・回答	1年 未満		
13	3 内閣の庶務に 内閣の庶務 関する事項 に関する経 緯(1の項	①職員の厚生に 関する文書 ②関係行政機関	・福利厚生管理関係文書 ・協議資料	5年		廃棄	
		から12の項 までに掲げ るものを除	等との協議等に 関する文書				
	るものを除 く。)	③関係行政機関 等との情報交換 のための会議に 関する文書	会議資料	3年			
			④各種調査等に	・調査依頼文書			移管

	事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具 体 例	保存期間	管理規則別表 第2の該当事 項・業務の区 分	保存間 満時間 計置
			関する文書	• 報道発表資料			
			⑤陳情・要請に 関する文書	• 要望書	1年		廃棄
			⑥庶務を行う会 議、出張等のロ ジに関する文書	・進行表 ・職員役割分担表	1年 未満		
			⑦内閣の庶務に 関する照会等に 係る文書のうち 軽微なもの	・関係機関等への照会 ・関係機関等からの回答			
14	契約に関する 事項	契約に関す る重要な経 緯	契約に係る決裁 文書及びその他 契約に至る過程 が記録された文 書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了 する日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2(1) ①26	廃棄
15			情報の収集及び 分析その他の調 査の結果に関す る文書	• 報告資料	3年	2(1)①28	廃棄

備考

- ・ 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それ ぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- ・ 本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意 思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないものをいう。
- ・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について(管理規則第7条第9項)

(略) 第7条

- 9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満 とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)。
- (1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し
- (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
- (3) 出版物や公表物を編集した文書
- (4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
- (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要 しないと判断される文書
- (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定め られた文書
- ・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファ イル等の取扱いについて」(平成28年9月1日総括文書管理者決定)に基づき、当該行政文書ファイル等を作 成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。